

## ～公立高校の出願に向けて（その2）～

step 1～3までの準備は完了したでしょうか。□にチェックを入れて、正確に手続き処理を進めましょう。確認項目は以下の項目です。

12桁の番号が出願システムメールで届いている。

公立確定届を提出している。

「志願のてびき」p. 3 ②志願情報作成（下書き）を完了している。

## ～志願情報申請開始～

step 4 「志願のてびき」p. 3 ③志願情報申請、受検料納付について

募集期間；1月24日（水）から1月31日（水）正午まで・・・生徒；申請、中学校；点検・送信

第2回の進路説明会でも説明しましたが、募集期間の中に中学校進路事務が含まれています。学校として、ミスのない事務処理に努めるため、30～31日に申請することは極力避けてください。

29日までの申請にご理解ご協力をよろしくお願ひします。

12桁の番号で出願システムにログイン→志願手続「志願情報入力/修正」を選択

募集区分；該当する区分をプルダウンメニューより選択。

課程区分；該当する区分をプルダウンメニューより選択。

志願高校；該当する志願校をプルダウンメニューより選択。

志願学科・コース・部；該当する項目をプルダウンメニューより選択。

第2希望；表示が出る場合選択 or 第2希望を選択しないどちらか選択。

県立高校に出願した場合はここまでです。

第一志望校が決定している「次へ」 or 決定していない「下書き保存」

「入力内容を確認」を選択「申請する」

ここまでの作業は志願者が行うものです。

横浜市立・川崎市立の高校を志望する場合

通学区域規則上の区分；該当する区分をプルダウンメニューより選択。

第3条：横浜市及び川崎市立の通学区域規則上、学区内

第4条：横浜市及び川崎市立の通学区域規則上、学区外

第5条：横浜市及び川崎市立の通学区域規則上、他学区志願

☆詳細は「志願のてびき」p. 29 II学区確認について（横浜市立および川崎市立の高等学校）

（志願校を変更する可能性がある場合、受検校決まり次第、至急担任に申し出てください。出願システム上では「下書き保存」で留めておきましょう。決定した段階で「申請」してください。）

**申請後は志願変更できません。ご注意ください。**

受検料納付について

納付方法

クレジット、コンビニ/ペイジー、※現金による納付を選択

**※現金による納付は、志望校事務窓口での現金納付のことです。システム反映が遅れるため推奨しません。**

**原則；クレジット、コンビニ/ペイジーを推奨します。24時間振込可能とシステム反映が早いため。**